

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係
不 利 益 処 分 名	統括防火管理者を定めるべき旨の命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第8条の2第5項
連 絡 先	(電話 656 - 1193)
処 分 基 準	<p>消防長又は消防署長は、消防法第8条の2第1項の防火対象物について統括防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。</p> <p>「徳島市火災予防違反処理規程（平成15年12月26日施行）」第17条及び別表第1の基準による。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）